

青森県報

第四千百五十四号

平成二十八年
六月一日
(水曜日)

目次

告 示

登録販売者試験の施行……………(医療薬務課) ……一
保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……四
争議行為の通知の公表……………(労政・能力開発発課) ……五

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可……………(中南地域) ……五
土地改良区の役員の就任……………(県民局) ……五
土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域) ……五
土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) ……五
土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域) ……五
土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域) ……五
土地改良区の役員の住所変更……………(上北地域) ……六
教育委員会……………(県民局) ……六
平成二十八年度教科書展示会の時期及び場所……………(学校教育課) ……六
監査委員……………(事務局) ……七
包括外部監査の事務を補助する者の氏名等……………(事務局) ……七

告

示

青森県告示第三百九十一号

平成二十八年登録販売者試験を次のとおり施行するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の四第二項の規定により公示する。

平成二十八年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成二十八年八月三十一日（水）

2 場所

青森市大字横内字神田二二

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成二十八年六月二十九日（水）から七月五日（火）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているものに限り、七月五日（火）までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）及び青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

青森県告示第三百九十二号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十八年登録販売者試験の期日及び場所を次のとおり公表する。

平成二十八年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

中村川、笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川	皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在
土砂流出防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	水源かん養保安林	保安林種
一一七・六二	一五三・二〇	九六八・〇七	四八七・五四	六二七・一五	一五一・五八	九七四・九六	一、二八九・八三	七三〇・二三	一、〇一二・〇七	六〇六・七二	三三六・七二	九八八・八九	四七六・一一	一、三九五・八七	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)

むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流
"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇・三二	一五・六六	五・七六	一・六二	〇・八八	八〇・一六	九〇・七八	〇・七二	九九・七〇	二四・三二	一四七・五六	一七四・四二	一九・〇六	七二・三二	四一・〇〇	一〇・七〇	二七九・七二

上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町
〇・五〇	四・一〇	一三・八〇	〇・二六	〇・〇二	三・二八	一五・一六	二二・八九六	二・八四	三・八六	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二二・四〇	九・七〇	六・一六	〇・三〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村
二・九四	〇・三八	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三〇・〇二	一〇六・〇六	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇六	四・三〇	〇・五九	〇・九六	〇・六六	八・三六	三五・〇六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

十和田市	"		一・六七
三沢市	"		三・二六
八戸市	"		一・〇〇
三戸郡階上町	"		三・七四
三戸郡三戸町	"		九・三二
三戸郡南部町	"		八・六四
津軽地区	保健保安林		一五九・二〇
南部地区	"		九八・四〇

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン平賀
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
-----	-----	-------

イオンタウン株式会社 青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の二 代表取締役 大門淳	変更無し	
DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	変更無し	
NTTファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目二の二 代表取締役 前田幸一	NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 前田幸一	平成 二六・五 一六

三 届出年月日

平成二十八年五月二十日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び平川市役所

2 期間

平成二十八年六月一日から同年十月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 意見書の提出

ただし、平川市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年十月一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長吉田幸恵から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十八年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

二〇一六年夏期組合要求の前進および実現

二 争議行為をなす日時

平成二十八年六月三日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸赤十字病院の全職場、または一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅瀬石川土地改良区の定款の変更を平成二十八年五月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年六月一日

中南地域県民局長 柏 木 司

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅水七崎土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年六月一日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理 事	根森 良男	八戸市大字豊崎町字下永福寺五二の一	平成二六・三三
監 事	十日市光良	字下七崎三二の三	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅水七崎土地改良区の定款の変更を平成二十八年五月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年六月一日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市浦土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年六月一日

西北地域県民局長 山 本 馨

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び 退任 の 年 月 日

1	番号	教科書センター名称	所在地及び使用する施設の名称	管理責任者氏名	予備展示期間及び時間	法定展示期間及び時間
同今別分館	東青教科書センター	展示教科書		石岡 篤実		六月十七日から七月六日まで(土曜日及び日曜日を除く)
中学校	高等学校 中学校		青森市栄町一丁目〇の二〇 青森市教育研修センター	太田 暁		午前九時から午後四時まで
			東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八の二 今別町立今別中学校			

理事	工藤 廣直	五所川原市太田山の井一四九の一	平成 六・四・一六就任
理事	三和 金春	相内四〇	
理事	秋田谷 悟	桂川五九の六	
理事	奈良 孝一	太田山の井二一の三	
理事	成田 壽光	相内岩井八一の三四七	
理事	村元 光治	磯松磯野一五七の一	
理事	葛西 武和	赤川三の四五	
理事	秋田谷和智	相内岩井八一の五六九	
理事	下山 祐逸	一五二	
理事	藤田 齊	磯松磯野一九六の三	
理事	藤田 靖	二二三	
理事	成田俊二郎	相内岩井八一の一六三	六・四・一五退任
理事	工藤 廣直	太田山の井一四九の一	
理事	三和 金春	相内四〇	
理事	秋田谷 悟	桂川五九の六	
理事	奈良 孝一	太田山の井二一の三	
理事	成田 壽光	相内岩井八一の三四七	
理事	村元 光治	磯松磯野一五七の一	
理事	葛西 武和	赤川三の四五	
理事	三和 均	相内一三二の一	
理事	下山 祐逸	一五二	
理事	藤田 齊	磯松磯野一九六の三	

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、檀林土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年六月一日

上北地域農局長 山田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更の 年 月 日
理事	榎林 文昭	旧住所 上北郡七戸町字竿打川原三四 新住所 上北郡七戸町字竿打川原三四の一	平成二・二・三

教育委員会

青森県教育委員会告示第五号

平成二十八年年度教科書展示会の開催時期、場所等を次のとおり定められたので、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第十一条の規定により告示する。

平成二十八年六月一日

青森県教育委員会

監 査 委 員

10		9	8		7	6	5		4		3	2
同	三戸教科書センター	八戸教科書センター	同	下北教科書センター	野辺地教科書センター	十和田教科書センター	同	西教科書センター	同	北五教科書センター	南黒教科書センター	中弘教科書センター
五戸分館	三戸教科書センター	八戸教科書センター	大間分館	高等学校	小学校	小学校	深浦分館	小学校	小泊分館	高等学校	小学校	高等学校
小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校
三戸郡五戸町字天満後二二の一	三戸郡三戸町大字在府小路町一七	八戸市諏訪二丁目二の四一	下北郡大間町大字大間字狼丁三七の二	むつ市立大湊中学校	野辺地町立野辺地小学校	十和田市立三本木小学校	西津軽郡深浦町大字深浦字座野六〇	西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字小夜一九〇	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の一	五所川原市立五所川原小学校	平川市南田中北原二〇の一	弘前市大字宮園一丁目五の一
三浦 勉	友田 博文	原 寿	山口 順子	関 道雄	蛭名 文導	福寿 邦彦	吉田 英人	佐藤 和俊	米塚 鈴子	阿彦 正弘	明本 募	白戸 久士
			七月七日 午前九時から午後四時まで	七月七日 午前九時から午後四時まで			七月七日から七月八日まで 午前九時から午後四時まで		七月七日 午前九時から午後四時まで			
				下北教科書センターは、七月一日を除く。	下北教科書センターは、六月二十六日、二十七日、二十八日を除く。	下北教科書センターは、六月二十六日、二十七日、二十八日を除く。	西教科書センターは、六月二十六日、二十七日、二十八日を除く。	西教科書センターは、六月二十六日、二十七日、二十八日を除く。	北五教科書センターは、六月二十四日を除く。	北五教科書センターは、六月二十九日から午後一時まで	北五教科書センターは、六月二十九日から午後一時まで	ただし、

により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月一日

青森県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条の三十二第二項の規定

青森県監査委員 泉 山 哲 章
 青森県監査委員 川 嶋 由 紀 子
 青森県監査委員 夏 堀 浩 一
 青森県監査委員 沼 尾 啓 一

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
倉 成 磨	青森県八戸市大字本徒士町三の三
宮 下 宗 久	青森県八戸市一番町一丁目六の二五
小 林 幹 夫	青森県八戸市東白山台二丁目二八の五
鳩 健 二	青森県八戸市諏訪二丁目一八の二〇パルク諏訪二〇一
荒 谷 祐 介	岩手県盛岡市盛岡駅前通二の二〇の三〇六
鈴 木 崇 大	青森県弘前市城南五丁目三の二一

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成二十八年六月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭